

「トラス」と改む

才二十条 主事を「期主事」と改め、本部に若干名の「正副選手」と改む
如ふ。

才二十六条 部長は「中央委員ヲ輔佐」とあるを「会長ヲ輔佐」と改む

才二十七条 を「正副選手八大会ニ於テ横範組合中ヨリ会長ニテ選出ス」とし、

旧「二十七条」を「二十八条」とし以下順次一条宛繰下す。

才二十八条 四十七条)中「割以上ノ罷業其金」とあるを「罷業」の二字を削る。

一四 全支聯団体保険反対反対の件 (中央委員全提出)

三本出部後以、可決

一五 次期大会開催地の件

八台幸太郎後以、可決

471.